

○議長（小野 稔君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は十三名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、諸般の報告を行います。三月八日付で今定例会に議案が一件追加提案されたため、お手元に配付のとおり、同日付で受理しましたのでご報告いたします。

日程第二、議案第二十六号を追加上程し、町長から追加議案の提案理由の説明を求めます。平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

皆さんおはようございます。

初めに、このたび発生した事務処理誤りにつきまして、深く深くおわび申し上げます。

令和三年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業につきまして、国から示された事務手続の解釈の誤りにより請求期間を超過し、交付金四千六百万三千円について収受できなくなりました。

今回の原因につきましては、事務処理を行う際における慎重な対応が欠陥していたためであり、信頼を大きく損ねる事態を招いたことに、改めまして町民と議員の皆様へ、深く深く心からおわび申し上げます。

今後は、このような事態が発生したことを重く受け止め、事務手続について組織的なチェック体制の徹底、また今回の事案についての原因分析や改善策の検証を行い、事務処理ミスの再発防止と町政の信頼回復に向けて二度とこのようなことが起こらないよう、職員一同全力で取組を進めてまいります。未収となる財源につきましても、今後も県と協議を重ね、できる限り財源の補填を得られるよう、最後まで最善の努力をしてまいりたいと思います。

なお、今回の件に関する管理責任の重大性を鑑み、私と副町長の給与について三割減額する条例を本日追加提案させていただきますので、その概要についてご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

議案第二十六号藤崎町特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案。本件は今定例会初日散会後に行われました議員全員協議会においてご説明申し上げました。令和三年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る未収の件について、管理監督責任といたしまして私と副町長の給与の三割を、四月から三か月減額するため、条例の一部改正を行うものであります。

以上、追加提出議案の概要について、ご説明申し上げましたが、議事の進行に伴いご質問に応じ本職をはじめ、関係者から詳細にご説明申し上げたいと思っております。何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおりご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小野 稔君）

日程第三、発議第一号藤崎町議会基本条例案を議題とします。

お諮りします。発議第一号は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。これから発議第一号を採決します。発議第一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、発議第一号は原案のとおり可決されました。

日程第四、発議第二号藤崎町議会の個人情報保護に関する条例案を議題とします。

議案第二号は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。これから、発議第二号を採決します。発議第二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって発議第二号は原案のとおり可決されました。

日程第五、発議第三号藤崎町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

お諮りします。発議第三号は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議がありますので、趣旨説明を行います。発議第三号の提出議員から趣旨説明を求めます。提出議員を代表して、前田議員。

○六番（前田信一君）

おはようございます。

それでは、趣旨説明をさせていただきます。議員定数は、町村合併後、定数を見直し、現在の十四人となっておりますが、議員全員で構成する議会改革特別委員会において、これまでの議員選挙における無投票の状況や、県内同規模の

自治体の議員定数などを参考にして協議しました。前回の議員選挙が無投票であった要因として、若い世代や女性の議員のなり手不足があると考えられ、人口減少が進む中で将来を見据えて、選挙の無投票、議員のなり手不足、議員報酬額を総合的に考え、議員定数を見直す必要があるなどの意見が、特別委員会において出されました。

協議を経て、特別委員会において議員定数を諮ったところ、二人減の十二人にすべきだとの方針が決まったものであります。この結果を尊重し、次の議員選挙から議員定数を十二名とする条例改正案をこのたび提出するものであります。どうぞご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（小野 稔君）

趣旨説明が終わりました。これから質疑を行います。浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

提案者に質問いたします。なり手不足の解消あるいはまた報酬引上げも検討してきたんだということですが、二名削減すれば、予算編成上はマイナスの七百万ほどになるんですけども、この七百万円ほどは報酬引上げの、議員報酬の引上げの原資にさせていただきたいという趣旨も含まれるんですか。その点を提案者に質問いたします。お聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

特別委員会でも、確かに議論になった問題ではありますが、この報酬に関しては、町の報酬審議委員会のほうで審議をお願いしたいということで、附則として、たしか付け加えたはずだと記憶しております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

なり手不足の一つの解消策だと、提案者は説明をしておったんですけれども、例えば十四人から十二人にして、今全国の町村議会で問題になっている女性の議員はゼロか一人ですよ。民主主義としておかしいんじゃないですか、あなたたちはどういふ感覚ですかという国民の、あるいは専門家の批判の声も出ているんですけれども、この十四から十二人に提案者が定数削減して、女性の議員の進出だとか多くなるということについては、どういふふうなお考えなんですか。その点を提案者に改めて、方策があるのでしたらその方策についてお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

前田議員。

○六番（前田信一君）

いろんなご意見はあると思いますけれども女性議員、どこでも少ないのが現状であります。しかし我々は何回も議員定数に関してとか、いろいろ皆さんと審議を重ねてきた結果、特別委員会でも了承され、そういうふうな形でいきたいと思いますということで決まったものでありますので、何とか町の議員みんなの特別委員会で決めたことを尊重して、これは進めていきたいと思っておりますので、ご理解よろしく申し上げます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

私は賛成、改革特別委員会で決めた、決めたと言っていますけれども、賛成者はたしか八人ですよね。五人ほどは反対なんです。議会の十月に行われる選挙の結果を見てから決めてもいいんじゃないかというふうな色合いだったんで、決めた、決めたと大騒ぎするほどのことではないのではないかと考えております。

この条例の理由の一つは、そもそも四年前の改選時に議員定数削減を訴えて当選した議員は、果たして何人いたのでしょうか。鶴田町や他の町議会でも十人でやっているから、我が町の将来を見越して十二人でもやれるんだと、というようなことを主張なさることがありますけれども、私どもは合併した町であり、三十人余の定数から十八人、そして十四人と、この間相応に定数削減を実施してきたわけでありまして。これからさらに二人を削減するということは、議会のチェック機能や監視機能を十分果たしていく上で、むしろ足かせとなり、自らの議会の役割を狭めるものということであり、容認できるものではないかと考えております。

また、今回の定数削減は、目に見える改革が必要だというようなことで、定数削減と報酬引上げを要請するということを同時決着で進められてきたというふうには受け止めていますけれども、報酬引上げそのものも再考の余地があるのではないかと。報酬を上げればなり手が増えるという単純な時代でもないということでもあります。つまり、男女別の定数を設けるくらいの大膽な地方議会の改革をしないことには、今のゼロワン議会を解消できないだろうと思いますし、また、勤めていながら議員としてなるような人も生み出していくというためには、立候補を容認する、会社で容認する、そして制度として容認するような制度あるいは職場復帰ができるような、そういう社会制度の整備こそ必要だというような観点から、本議員定数の削減条例にとっても賛同できるものではありません。

○議長（小野 稔君）

次に、本発議に賛成者の発言を許します。阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

私は、藤崎町議会議員の定数を定める条例の一部改正する条例に賛成の立場で、意見を申し上げたいと思います。まず、理由についてでございますが、議員定数については、議会改革特別委員会で何回も時間をかけて、十分審議をしてきました。このたび、定数を十二人とする発議が提案され、私は、議会改革特別委員会副委員長であります。その立場ではなく一議員として述べさせていただきます。

そもそも、議員定数は地方自治法で人口に応じた上限を規定しておりました。が、現在では撤廃されています。しかし、地方自治法が、人口をベースに定数の上限を規定していることを考えても、人口という要素を一つの基準とすることは原則であるというふうに思います。

本町の人口は残念ながら減少し続けております。近隣自治体との比較、さらに行財政改革に対して議会側から率先して貢献する姿勢、そして昨年十二月に開催した町民と語る会でも、定数削減には賛成という意見も多数ありました。

総合的に考え、私は二名削減し議員定数の十二の少数精鋭で、議会基本条例の目的である真に開かれた議会を目指し、議会改革を進めることで町民のご理解を得なければならない、このように考えます。また、二名削減することにより、一定の財政効果もあります。こうして生み出された財源を、将来を担う子供たちの教育に使うべきとも思うのです。そういうことから、定数を定める条例の一部改正する条例に賛成するものであります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから、発議第三号を採決します。この採決は起立によって行います。発議第三号を原案のとおり提出することに賛成の方、ご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数であります。よって発議第三号は原案のとおり可決されました。

日程第六、報告第一号専決処分した事項の報告及び承認を求める件（令和四年度藤崎町一般会計補正予算（第八回））案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから、報告第一号を採決します。本報告は、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって報告第一号は、承認することに決定いたしました。

日程第七、報告第二号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和四年度藤崎町一般会計補正予算（第九回））案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから、報告第二号を採決します。本報告は、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって報告第二号は承認することに決定いたしました。

日程第八、議案第一号藤崎町個人情報保護法施行条例案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

議案第一号の藤崎町個人情報保護法施行条例の中で、経過措置というのがございます。施行日は令和五年四月一日からだということで、その二のところで理由書いておまして請求第三項の規定によってもしくは大きい二のところの第三項の規定によって請求がされた場合における旧条例に規定する事項に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例によるんですよと、前と同じような取扱いになるんですよというような明文になっておるんですけども、この中で利用停止についてお聞きいたします。

利用停止というのは、つまり個人情報、個人の権利として利用停止を求めるんだというふうにも理解されますけれども、利用停止が従前の例によるというのはどういうふうに取り扱い、運用として理解すればよろしいのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。利用停止請求ということで、開示請求を行った後に、不適法な取得や利用または提供が行われると思ったときは、利用停止、消去、利用提供の停止を請求することができることになりました。その中身といたしましては、報告義務がある重大な個人データ漏えい等の事案が発生した場合、本人の権利または利益が害されるおそれがあるとき、個人のデータを利用する必要がなくなったときということでございます。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

藤崎町の場合、この個人情報の取扱いは専門部署といたしますか、あるいは開示請求に対応することだとかについては、総務課で取り扱っているんで、総務課の担当、縦割りであれば。縦割りという言い方が正確でないとなれば、担当部署となれば総務課で全て対応するという事なんでしょうか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えします。総務課での対応でございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

藤崎町個人情報保護条例の、第二条ですか、定義という中で、この条例においては実施機関というのは町長、上下水道事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価委員会をいうんですというふうになっているんですけども、結論から言えば、この中には議会なら議会というのは入っていないというのは、これは町の機関でないからだという意味合いなんでしょうか。議会というのは何で入っていないんですか。その理由についてお聞かせください。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。個人情報保護法の中で、多分地方議会は国会や裁判所と同様に、その他独立性を確保するという考え方から、同法の適用外とされたものと思われま

す。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第一号を採決します。議案第一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第一号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第二号藤崎町情報公開個人情報保護法審査会条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから、議案第二号を採決します。議案第二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第二号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第三号個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

新旧藤崎町の関係条例というような関係上、藤崎個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案というようなことが出ているんですけども、具体的に私どもに配付されておりますあるいはデータ、タブレットにもあるのだと思いますけれども、その中では改正新旧対照表という中で、最後のほうでいわゆる、債権管理条例の一部改正ということで、最後のほうで相互に利用しまたは他の実施機関に提供することができるというふうになっております。これは、具体的にはどういう運用を想定なさっていることなんですか。つまり滞納がある債権者の、滞納のある人を、そういう全ての実施機関で提供することができるというようなことですか。先ほど言った様々な団体、町の行政機関、例示しておりましたけれども、これをどういうふう、実施機関に提供することができるというふうなことは、どういうふうに理解すればよろしいんですか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。業務の必要性がある場合に、町長部局以外他の実施機関ということで、教育委員会や、上下水道事業管理者等の情報について提供が可能であるということでございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

今、町長部局以外というような言い方していたんですけども、町長部局にも情報提供しているんじゃないんですか。

しちゃいかんのですか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えします。町長部局以外でも共有できるということ、町長部局の中でも共有できますし、その他の実施機関ということで、教育委員会、上下水道管理者等も提供できるということでございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

例えば、就学援助制度だとか、そういうの対象者を絞り込むという段階では、税金の問題も必要だろうというふうに思いますけれども、いずれにしてもここでは町債権管理条例の一部改正だというふうな資料も出しているんですけども、これだけなんですか、基本的な考え方としてそういう我々の配付されている資料には藤崎町債権管理条例の一部改正なんだというような資料をつけているんですけども、これだけだというふうな理解でよろしいですか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えします。その前のページにもございますが、町の公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部も改正ということでございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから、議案第三号を採決します。議案第三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第三号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第四号藤崎町グラウンド条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四号を採決します。議案第四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第四号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第五号藤崎町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五号を採決します。議案第五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第五号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第六号藤崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六号を採決します。議案第六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第六号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第七号藤崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七号を採決します。議案第七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第七号は、原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第八号藤崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから、議案第八号を採決します。議案第八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第八号は原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第九号藤崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九号を採決します。議案第九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第九号は原案のとおり可決されました。

日程第十七、議案第十号町道路線の認定の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十号を採決します。議案第十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第十号は原案のとおり可決されました。

日程第十八、議案第十一号町道路線の変更の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから、議案第十一号を採決します。議案第十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十九、議案第十二号負担付贈与の受納の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十二号を採決します。議案第十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第十二号は原案のとおり可決されました。

日程第二十、議案第十三号藤崎町グラウンドの指定管理者の指定の件を議題とします。

地方自治法第七十条の規定によって、相馬勝治議員の退場を求めます。

暫時休憩します。

休 憩 午前十時三十七分

---

再 開 午前十時三十八分

○議長（小野 稔君）

会議を再開します。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから、議案第十三号を採決します。議案第十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第十三号は原案のとおり可決されました。

相馬議員の入場を許します。

暫時休憩します。

休 憩 午前十時三十八分

---

再 開 午前十時四十分

○議長（小野 稔君）

会議を再開します。

日程第二十一、議案第十四号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事

務組合の規約の変更について議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから、議案第十四号を採決します。議案第十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第十四号は原案のとおり可決されました。

日程第二十二、議案第十五号令和四年度藤崎町一般会計補正予算（第十回）案を議題とします。

これから質疑を行います。石澤議員。

○一番（石澤貴幸君）

明德中学校の予防改修工事についてお尋ねします。一般質問のとき、私、冒頭でお話ししたとおり、渡り廊下待たされた分、総工費七億六千万ということで答えてくれて、私は感謝申し上げました、あの日も。あまりそう言いたくはないんですが、ただ一つやはり、結局渡り廊下に関して、渡り廊下だけの工事費は幾らかかるんでしょうか。お答え願います。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長学校給食センター所長兼務（佐藤康文君）

全員協議会のおきも回答させていただきましたが、この工事費に係る金額につきましては、本件が入札案件ということで答えは差し控えさせていただきます。申し訳ありません。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。石澤議員。

○一番（石澤貴幸君）

分かりました。では、その中に、前々から言われていた体育館と本校舎は別々に建てたものであるから、耐震度とか、その辺の計算もしなければいけないような話も、以前伺ったことあるんですが、それも含まれていますでしょうか。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長学校給食センター所長兼務（佐藤康文君）

廊下の建築に当たりましては、当然、中南の建築を所管する部門との協議をしております。その中で、廊下につきましては、当然校舎と体育館をつなぐこととなりますので、基準の概要等が大変変わってくるようになります。廊下をつけることで、当然その大規模な建物になるということですので、消防法上の規定も変わってまいりますし、また建築法上も、二つの大きな建物をつなぐものを造るということで、面積要件というのも計算させられました。その中で、以前質問があったかと思うんですが、廊下については五十平米が限界であると。今、設計している廊下は、二十八平米一階建てです。これをこれ以上五十平米より大きくすると建築の許可が下りないという形になってございます。そういったことも協議した結果の廊下の設計になっております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。石澤議員。

○一番（石澤貴幸君）

ぜひ、工事よろしくお願ひします。以上です。がたがた言うつもりはないので。ありがとうございました。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

ページは、二十一ページの、地方創生推進費の十四節工事請負費二億三千八百万ほど、旧藤崎校舎の整備工事費ですけれども、これは何回となく全員協議会で説明も受けましたし、キクラゲ、キノコを栽培するということで金木のひらかわファーム、我々も視察に行ってきましたけれども、今年度の工事のスケジュールは、どのようになっていますか。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。旧藤崎校舎屋内ファーム等整備工事につきましては、工事に係る予算の議決をいただきましたら、予算を繰り越しまして五月頃に入札を行いたいと考えております。また、本工事の契約締結には議会の議決が必要になりますので、そちらの議案を六月議会に提案させていただき、議決いただきましたら着工したいと考えております。また、工期につきましては、国の交付金を活用しておりますので、令和五年度内に工事を完了する必要があるとございます。そういうことで、令和六年三月末での完了を予定してございます。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

令和五年度三月末までに完成させるということですが、当然その間に指定管理者とかを選定していくことも並行していくかと思っておりますけれども、あまり今まで前例のない事業かと思っておりますけれども、この設計の中に指定管理者運営側の考え方等も、必ず入れていくことが大事だと思うんですけれども、いざ造って指定管理で運営してもらったはいいんですが、都合が悪いところばかりだという事態になれば、かけた予算も工事費も無駄になりますし、その辺は十分、指定管理者になる側の考え方も反映させるべきだと思うんですけれども、その点についてはどのようなお考えですか。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。旧藤崎校舎の指定管理候補者につきましては、先般の議員全員協議会でご説明しましたように、公募により選定したいと考えてございます。屋内ファームで農福連携によりキノコ栽培を実施する計画につきましては、町の農福連携アドバイザーでございます大鰐町の阿闍羅会さんを通じまして、町内を含めた弘前圏域の福祉事業者さんと私どもで、様々な意見交換をさせていただいております。その中で、農福連携でキノコ栽培を実施することに高い関心を示している、また旧藤崎校舎を障害者と健常者の交流の場にするなどの様々なアイデアを持っていらっしゃる福祉事業者さんがおりますので、このような意見交換をさせていただいた事業者さんに応募していただければと考えてございます。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「もう一点」の声あり）奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

キクラゲとシイタケを栽培するというキノコ、菌を栽培するという事なんですけれども、気密性と湿度の高い環境をつくり出して大量の水分も使うということで、建物の劣化が激しいと思うんですけれども、普通の建物と違い、また一部の専門家によりますと、建物の二階三階やる場合はリスクが大き過ぎると、成功した事例もあまりないというふうに聞きましたし、一階のフロアで、それも地面に直接菌床を置くとか、コンクリートを打ってその上でやるとかそういう栽培が一番適しているという話も聞きましたし、二階三階でやるとあまりいいものできないと、建物の劣化も激しいというふうな話も聞きましたけれども、その点についてはどのようにお考えですか。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

失礼しました。お答えいたします。旧藤崎校舎でのキノコ栽培につきましては、五所川原市のひらかわファームさんの栽培手法を参考にさせていただきまして、現在取り組んでいるところでございます。ひらかわファームさんでも、二階三階にキノコの菌床栽培室、設置してございます。床面には、屋根の屋上などに使われる防水シートを敷設しまして、壁もベニヤ板から防火耐用の部材に、藤崎校舎では改修いたしますので、そういった中で栽培用ビニールハウスを設置して、キノコ栽培を行いたいと考えております。ひらかわファームさんにつきましては、このような手法で八年ほど、キクラゲやシイタケを栽培していらっしゃる実績がございますので、この手法をさらに藤崎校舎に置き換えてブラッシュアップして、効率的なキノコ栽培につなげていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。相馬勝治議員。

○十番（相馬勝治君）

私のほうからは二点ほど伺います。第一点目は、指定管理をしてもらうんだということで、当然その指定管理料が発生すると思うんですけども、額のほどは、金額については問いませんが、指定管理料を支払うのか。そしてもう一点、指定管理の年数ですよね、契約年数。それをどういうふうにして考えているのか。二点伺います。

○議長（小野 稔君）

暫時休憩します。

休 憩 午前十時四十九分

---

再 開 午前十時五十一分

○議長（小野 稔君）

会議を再開します。

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

旧藤崎校舎の指定管理につきましては、先ほどお話ししたような形で公募により募集をかけたいと思っております。指定管理料につきましては、校舎一階部分の展示室、それから多目的室、食品加工室、こちらについては基本的には、一部施設の使用料は徴収いたしますが、やはりそれだけでは賄い切れませんので町からの指定管理料。そこはまだ、きちんと計算はまだできておりませんが、町からの指定管理料で賄いたいと考えております。

それから、二階、三階の屋内ファームにつきましては、こちらは基本的にキノコの栽培の売上げ収入がございますの

で、そちらのほうで施設の管理運営に必要な費用、修繕に必要な費用というものを賄っていただいて、自立していただいて経営をしていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

関連して、今の奈良岡議員が申したので関連してお聞きします。実業校舎の利活用のことです。私の希望としては、リンゴにキノコも、校舎内でやることは何ら問題もないと思っているんですけども、リンゴにこだわったコンセプトというか、内容にしてほしかったなというふうには思っております。

それで、その中で弘前実業高校校舎食品加工室備品購入費として七百四十八万円ほど見ておるんですけども、この備品購入というのはどういう内容を想定して、備品を準備するのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。食品加工室の備品購入費につきましては、食品衛生の各種許可を受けることができます加工品を製造できる機能を整備するために、冷蔵庫やガスレンジ、ガス回転釜、食品乾燥機、スチームコンベクションなどの備品を整備するものでございます。例えば、ガス回転釜ではジャムやケチャップ、食品乾燥機ではリンゴなどのチップス、スチームコンベクションでは焼き菓子などを製造することができます。地元の農家や事業者が取り組んでおります町の特産品を加工した加工品の開発製造を促進したいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

先ほど石澤議員が、渡り廊下部分の工事費ってどれくらいなんですかというふうなことを、これはお聞きしましたんですけれども、それに対する学務課長のお答えは、入札に関わるのでお答えできませんと、申し訳ありませんがというようなことです。先ほど情報公開条例の審議も多少いたしましたですけれども、教育長にお聞きします。教育委員会として統一見解として、学校全体、明德中学校のリニューアル工事そのものの金額もやっているわけです。設計もしているわけです。学校全体の概算要求も設計に基づいてやっているわけですね。

ですから、私が教育長にお聞きしたいのは、それ、学務課長の判断というのは教育委員会の統一見解なのかどうかと。あるいは、情報公開で求められたときにも、それは開示できませんよというような態度なのか、その点についてあなたのお考えをお聞かせください。

○議長（小野 稔君）

教育長。

○教育長（羽賀義易君）

私の考えとしましては、学務課長が先ほどお答えした考えと同じでございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから、議案第十五号を採決します。議案第十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第十五号は原案のとおり、可決されました。

日程第二十三、議案第十六号令和四年度藤崎町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第四回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから、議案第十六号を採決します。議案第十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第十六号は原案のとおり可決されました。

日程第二十四、議案第十七号令和四年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第四回）案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

ちょっと資料、後期高齢者の医療費減額するということだと理解しておるんですけども、最終的には一億六千八百十九万ほど後期高齢者の保険料の負担金ですと、令和四年度について。それでお聞きしたいのは二割負担も導入されたわけですね。二割負担の対象者というのはどれぐらいだとかという概算でもお分かりでしたら、明らかにしてほしいんですけども。

○議長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答えいたします。二割負担につきましてはおよそ二百名程度でございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

本補正予算。結論から言いますと、二〇%ほどの二割負担も導入されている国の制度そのものを、一割負担に戻すべきだという趣旨から賛成できません。異議があります。

○議長（小野 稔君）

異議がありますので、討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

二割負担導入に賛同できませんので、反対です。

○議長（小野 稔君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

今回のこの補正は、保険基盤安定負担金の確定ということでその確定に伴う補正です。その二割負担、これはもう既

に決まっていることであり、一つの議案に対する反対としては、私は妥当ではないと思います。あくまでも議案に対しての討論ですんで、私はこれは採択すべきと思っています。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかにありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから、議案第十七号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第十七号は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数であります。よって議案第十七号は原案のとおり可決されました。

日程第二十五、議案第十八号令和四年度藤崎町水道事業会計補正予算（第四回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十八号を採決します。議案第十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第十八号は原案のとおり可決されました。

日程第二十六、議案第十九号令和四年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第四回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十九号を採決します。議案第十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第十九号は原案のとおり可決されました。

換気のため、暫時休憩します。

開始時刻を十一時十五分といたします。

休 憩 午前十一時〇二分

---

再 開 午前十一時十三分

○議長（小野 稔君）

休憩前に戻り、会議を再開します。

日程第二十七、予算特別委員会報告を議題とします。

お諮りします。本件は、議員全員で構成する予算特別委員会の審査であり、委員長から報告書が提出され、お手元に配付しているとおりであります。委員長報告は、会議規則第三十九条第三項の規定により省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

次に、令和五年度各会計予算案の議案第二十号から議案第二十五号までは、議員全員による予算特別委員会で審査いたしましたので、説明質疑及び討論を省略し採決します。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議があります。

暫時休憩します。

休 憩 午前十一時十五分

---

再 開 午前十一時十六分

○議長（小野 稔君）

異議なしと認め、休憩を取り消し、会議を再開します。

日程第二十八、議案第二十号令和五年度藤崎町一般会計予算案を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案に委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議がありますので、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

令和五年度歳入歳出予算の総額は七十二億九千万円余であります。その大方は町民の暮らし、福祉、教育、そして子

育て支援に必要な予算であります。全体として堅実な予算編成であり、評価しているところでもあります。

しかしながら、予算編成に当たって、令和五年度予算について、次の幾つかの理由から賛成、賛同できません。

その一つは、国策として進めているマイナンバーカード関連予算を伴っている予算であるということでございます。そもそも、国のシステム構築、そのために医療や介護の保険証の義務化まで打ち出し、運転免許証への一本化などを進めようとしているわけでありまして。私は、システムあるいは対象を集中させるのではなくシステムの分散化、そしてプライバシーの保護、サイバー犯罪の防止などに役立てた方向に切り替える必要があるというようなことで、本令和五年度マイナンバー関連予算について賛成できません。

二つ目は、原子力施設立地対策助成金二千万円余の歳入歳出計上であります。この予算は、物価高騰、電力料金高騰の中で、使い勝手がいい予算だということで、何年も使い続けているということ自体を改めることが必要だと思っております。電力料金の引下げ、そして自然エネルギーの開発にこそ注ぐべきものであると思っております。

三つ目は、藤崎町役場職員全体二百九名、会計年度任用職員八十四名で構成されていますが、特に会計年度任用職員の交通費の支給、有給休暇制度あるいは手当の支給など働き方改革をさらに進めるべきだというような視点から、その点では、いま一つ物足りない予算だというようなことで、本二〇二三年度一般会計予算に賛同できません。

○議長（小野 稔君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

令和五年度予算に賛成するものであります。地方交付税の減額が見込まれ、厳しい財政環境であるものと思っておりますが、新型コロナウイルス感染症がようやく収束を迎えつつある中で、農業をはじめとする農業振興や地域のにぎわいを回復させるための行政課題、的確に対応した予算編成は評価できるものであります。

一つには、ふじさき移住すまいづくり支援金を継続し、人口減少や安住対策に予算を確保していること。また、引き続き、学校給食費の一部を無償化し紙おむつ購入費助成事業などの新規事業にも目を向けるなど出産、子育て世代への支援に配慮している点であります。

二つ目は、昨年八月の豪雨災害により被災されたリンゴ農家に対する共済制度への加入補助のかさ上げや、野菜の生産農家に対して種苗購入費を助成するなど、各種支援策が盛り込まれており、農業振興にも配慮されている点であります。また、町の重点重要施策である旧弘前実業藤崎校舎の改修に当たって、農福連携などの地方創生推進事業を織り交ぜながら、利用活用、利活用計画を着実に推進させるなどあらゆる施策において、ハード及びソフト事業をバランスよく配分した予算編成となっていることから、本案に賛成するものであります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから、議案第二十号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第二十号は原案のとおり決することに賛成の方、起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数であります。よって議案第二十号は原案のとおり可決されました。

日程第二十九、議案第二十一号令和五年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議がありますので、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

令和五年度国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出総額で十七億八千六百万円余の予算であります。町民の皆保険の一翼を担い、町民の健康に関わる大事な予算でもありますが、以下の点から構造的な問題解決が求められているということから、賛成できません。

一つは、保険料負担の問題であります。様々な軽減措置は講ぜられておりますけれども、所得に二百万円ちょっとで三十万円の国保税負担となるような税負担の見直しを図るべきだというようなことでもあります。

二つ目は、子供の未就学児均等割負担ゼロを目指してあるいはさらに小学校まで子供世代の均等割負担ゼロにするための予算を組むべきであるという理由からであります。

さらに、三つ目には、マイナンバーカード、これを保険証にするという義務化が実施されようとしております。結論を言えば、紙ベースの負担も特例的に延ばすというような措置を取っておるんですけども、紙ベースの保険証も立派な保険証として認めるべきだという立場から、本会計に賛成賛同できません。

○議長（小野 稔君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。三上道人議員。

○二番（三上道人君）

令和五年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案に対して、賛成の立場で討論させさせていただきます。

国民健康保険は、我が国の国民皆保険制度の中核として、地域住民の持続可能な医療保険制度を構築し、国民健康保

険の安定的な運営に向け、平成三十年代からは都道府県と市町村が共同で国保の運営を行っております。

令和五年度の国保特別会計予算につきましては、医療給付費の見込みに基づく事業費納付金の確保、そして保険税の設定につきましても、低所得者層に配慮したものとなっております。また、保健事業費におきます疾病予防費においては、疾病予防、重症化予防のための施策の充実を図り、医療費の削減とともに被保険者の健康寿命の延伸を図る取組は高く評価できるものであります。今後におきましても、医療費の適正化、住民負担の公平性を保ちながら、町民の健康保持に大きく貢献する事業を推進していただくことを期待し、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（小野 稔君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから、議案第二十一号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第二十一号は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数であります。よって議案第二十一号は原案のとおり可決されました。

日程第三十、議案第二十二号令和五年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第三十一、議案第二十三号令和五年度藤崎町介護保険事業勘定特別会計予算案を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第三十二、議案第二十四号令和五年度藤崎町水道事業会計予算案を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第三十三、議案第二十五号令和五年度藤崎町下水道事業会計予算案を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第三十四、議案第二十六号藤崎町特別職の職員給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

議案第二十六号特別職の給与の削減に関する条例について、おわびもし、そして報酬を削減するというような提案がされているわけでありますんですけれども、そうであるならば、議員全員協議会で示されたように、本定例会に財政調整基金を穴埋めするんだというような議案を提案すべきではないのかなというふうに思うんですけれども、補正予算として。それができないのはどんな、三月末だから専決処分だというようなことなんでしょうか。それができない、できないといいますのは、四千六百万の歳入不足が生じた。それを財調で補うんだということまでは表明はされているんですけれども、それに基づく予算、補正予算案を提案すべきだと思うんですけれども、それを提案しないという理由は、何か理由があるんでしょうか。お聞かせください。

○議長（小野 稔君）

副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

報酬の減額と財政調整基金の補填というふうな予算措置であります。例年三月末をもって専決処分です。過不足のあるものについては専決で処理しております。その例に倣うという話でございます。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

そういうようなことが、むしろそういうこともできるんだ、あるいはまた地方創生交付金前年度は精算払いも認めて

いたんだというある種の思い込みや慣例があることが、大きな原因の一つになったというふうに思うわけです。ですから、三か月の、これは四月、五月、六月、三か月ですから、これは来年度の予算にもわたるわけなんですけれども、必要な予算、補正予算です、令和四年度の。これは三月中に議会に提案して、臨時議会をお願いしてやるというようなことなんです。じゃなくて専決処分で、今の副町長の答弁見ますと、専決処分をして四月なり五月の議会に提案するというふうに私は理解したんですけれども、そのような理解を私はしたんですけれども、理解が間違っているんでしょうか。どういうスケジュールでやろうとしているんでしょうか。副町長にお聞きします。

○議長（小野 稔君）

副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

ただいまの議員、後段のほうでおっしゃられましたとおり、三月三十一日の専決処分処理いたしまして、次の議会、恐らく六月定例会になるかと思うんですが、そこで報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

今、六月という言い方までしているんですね。これはあんまりですよ、これ。三月、四月というのは異動期であるけれども、異動期に対する準備体制を整えていくということなんですけれども、結論としてはとにかく、もう処分案も決めているあるいは特別職の給与についても提案しているということですから、優秀な職員であれば一日もあればできることだと思っんで、少なくとも三月中に臨時議会を請求して、私個人として請求しておきたいと思っます。

また、議会として請求、議会としてというのは、議会の多数意見として請求されたならば、それに応じていただくのは当然だということを、申し伝えておきたいと思います。答弁は要りません。

それで、この議案の二十六号ですけれども、この中で町長、心からおわび、大きく信頼を損ねて心からおわび、深くおわび申し上げたいと言っておるんですけれども、それで最後に、未収となる財源につきまして、今後も県と協議を重ね、できる限り財源の補填を得られるよう最後まで努力してまいりたいと思いますと、これ町長にお聞きしますよ。最後まで、財源の補填ができるように努力したいというふうにおっしゃって、おっしゃってというのは、文字起こしもして提案しているわけなんです。最後までというのはどういう努力をなさるつもりなのか。そのことについてお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

今回のこのコロナ感染症対応の地方創生の臨時交付金は、あくまでも事務方のいわゆる精査ミスであったことは、これは間違いありません。千七百十八市町村の中でたった一つだけ、令和三年度分の交付申請の誤りで、このような事態を発生させてしまいました。このことは、全協でも副町長から、そしてこの間一般質問でも私から、そして今日、責任を取っての町長と副町長の減額条例を、陳謝しながらしたところでもございます。もちろん、事務方は一生懸命仕事の中で、この交付金の申請については上層機関である県とのやりとりも密にやってきたと、そう思っております。そういう中で解釈が、我が町の職員の解釈がちょっと甘かった。そして、担当職員の上司である係長もしくは課長補佐あるいは課長、その辺のチェックミスも甘かったと私は、今、振り返れば、そういう気がしてなりません。

よって、責任は管理不行き届きの私にも十分あります。そういった意味で今回の三十%カット、そして三か月分とい

うのは責任の所在をはっきりさせて、そしてこの議会で減給を可決した後、職員のまた処分もあさって、計画しているところがございます。

県とのやりとりもありましたので、これはもう内閣府から総務省を経由して全国の自治体に行く、コロナ対応の交付金でありますので、令和三年度分のことに関しては一〇〇%、その復活は無理だという回答は、県を通して聞いておりますので、どういう形で財源の補填できるか。上層機関との精査とかあるいはお願いとかならうかと思えます。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

この地方創生臨時交付金については、町長一般質問でも答えたと、一般質問、誰も聞いていないから、一般質問の前に町長の見解を言ったというようなことだったと思えますけれども、最後まで努力してまいりたいというのでありますんで、何か秘策があるのかなというふうに、私は思ったんです。だけれども、この臨時交付金についてはもう、国だって借金を、起債を起こしてやっているわけでしょうから、在庫がない。ない袖は振れないというようなことだと思うので。補填を得られるよう最後まで努力してまいりたいというのは、何か違う方法で努力するというようなふうに受け止めました。

それで、私のもう一点お聞きしたいのは、県と協議も重ね、できる限り財源の補填を得られるようというようなことで、ここの文言なんですけれども、県の職員にも一端の責任もあったのかなと。ああ、これ、まいよと、概算払いで要求してしまわないと在庫がなくなっちゃうよというようなことでなくて、精算払いでもよいというような容認したような態度を取ったのかもしれないんで、県とも協議を重ねて進めてきたというのは説明を受けているんですけれども、県

と協議をして財源の補填が得られるようにもしたいという、そういうふうな文言にも理解できるんですけども、そういう点なんか、町長、秘策があるんですか。お聞きします。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

今回のこの交付金に関しては、秘策など全く考えられません。あくまでも、令和三年度分の交付金は全国にもう行き届いて、それを復活するというのは、可能性的にゼロ%です。ただそれ以外でも、このコロナ交付金以外でもまちづくり全般にわたって、例えば教育とかあるいは農業振興とか、様々な事案はあります。その都度、その都度、このことはさておき、その事業のその都度都度、獲得のたびに最善を尽くすという意味で、登壇したときの説明でありました。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。討論がありますので、まず、原案に反対者の発言を許します。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

職員も町長も、精いっぱい努力をしてきたんだというふうに思います。しかしながら、結果責任もまた問われるし、またうっかりというようなことも内在しているという、あるいはまた経営戦略課そのものが業務が集中して、忙し過ぎるという問題もあるのかもしれない。今後、職員の処遇と、それから再発防止策を検討するというようなことでしたけれども、三か月という減額期間そのもの、私短いと思いますんで、六か月程度でもいいのではないかなと思っておりますので、賛成できません。

○議長（小野 稔君）

次に、原案に賛成者の発言を求めます。奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

令和三年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、交付金四千六百万三千円が収納できなかった件について、理事者が自らの管理責任を認め、自らの給与を三割、三か月減額することの意向を示したことは、最大限尊重すべきものと思ひ、また時期も金額も妥当と考へます。よつて、本案に賛成するものです。

○議長（小野 稔君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから、議案第二十六号を採決します。この採決は起立によつて行います。議案第二十六号は原案のとおり決することに賛成の方は起立お願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

賛成多数であります。よつて議案第二十六号は原案のとおり可決されました。

日程第三十五、陳情第八号藤崎町長町議会議員選挙での選挙公報の発行に関する条例の制定を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は不採択です。本案は、質疑、討論を省略し、採択したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。これから本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。陳情第八号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数であります。よって陳情第八号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

日程第三十六、陳情第九号日本全体で解決すべき問題として普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空、水、土の安全の保障を求める陳情を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は採択です。本案は、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。これから本案を採決します。この採決は起立によって行います。陳情第九号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数であります。よって、陳情第九号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

陳情第九号が採択となったことから、議案の追加提案がございますので、事務局に配付させます。

議事調整のため暫時休憩します。

休 憩 午前十一時四十七分

---

再 開 午前十一時四十九分

○議長（小野 稔君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

賛同議員より提出された普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空、水、土の安全の保障を求める意見書案を発議第五号として日程を追加し、日程第三十六の一として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって発議第五号は、日程三十六の一として追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

日程第三十六の一、発議第五号を議題とします。

これから発議第五号を採決します。発議第五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって発議第五号は原案のとおり可決されました。なお、意見書の取扱いについては、本職に一任お願いします。

日程第三十七、陳情第二号「中小企業支援策の拡充による最低賃金の改正を求める意見書」の採択を求める陳情を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は不採択です。本案は質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。

これから本案を採決します。この採決は起立によって行います。陳情第二号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数であります。よって陳情第二号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

日程第三十八、常任委員会報告を求める。総務産業常任委員会から報告をお願いします。総務産業常任委員会五十嵐忍委員長。

○総務産業常任委員長（五十嵐 忍君）

総務産業常任委員会より、閉会中の所管事務調査の件についてご報告申し上げます。

去る二月六日、常任委員会を開催し、予算及び財政、財産及び税に関することの中の基金の在り方と、財政規律について集中審議を実施いたしました。当町の基金の設置状況は、積立基金と定額運用基金に分類されている中で、積立基金は年度間における財源の不均衡を調整することを目的とした財政調整基金をはじめ、地方債の計画的な償還を行うための減債基金、そのほか特定の財政需要に備えるための公共施設等整備基金などの基金が設けられており、定額運用基金は、物品調達や奨学金のための基金が設けられている状況です。

また、財政規律については、財政調整基金からの繰入れに頼らない収支均衡の取れた財政運営を目指していますが、

平成二十七年度決算までは実質単年度収支が黒字となっていたものの、その翌年度からは地方交付税の減少などもあり、赤字となって現在に至っています。この数年は、新型コロナ関連の交付金などにより、単年度の赤字額は減りつつありますが、一時的なものとも考えられることから、今後も楽観視できない状況です。

財源の不足や、緊急に必要な大きな経費に充てている財政調整基金の残高は、一月末現在において十一億二千万円余りで、この金額が適正かを判断する指標はないものの、標準財政規模や他市町村と比較するとおおむね妥当な金額と思われるので、将来のことを考えて引き続き適切な財政運営を要請して、委員会を終了しました。

なお、今回、手続ミスにより、コロナ交付金約四千六百万円が収受できなかった件に関しては、原因分析を徹底し、二度とこのようなことのないよう、委員会として強く要望します。

以上、総務産業常任委員会報告といたします。

○議長（小野 稔君）

次に、民生教育常任委員会からの報告をお願いします。民生教育常任委員会横山哲英委員長。

○民生教育常任委員長（横山哲英君）

民生教育常任委員会より、閉会中の所管事務調査の件についてご報告申し上げます。

去る二月八日、常任委員会を開催し、保育所園、認定こども園に関することについて集中審議し、園児送迎バスの現地視察も併せて実施いたしました。保育園などの送迎バスにおける置き去り事故が全国的に発生し、園児が亡くなるという事態も起きていることから、当町における送迎バスの状況を調査したものであります。

今回視察した認定こども園の送迎バスは、子供が安全に座れるように、座席が子供専用のものに取り替えられており、同乗する職員と向かい合わせに座り、園児に目が届くような構造になっております。運行に際しては、運転手のアルコール度チェックを行い、広域で交通障害が発生する可能性があるときは運行を中止するなど、安全な運行を心がけてい

ました。問題となっている置き去り事故に対する安全対策としては、バス送迎マニュアルを作成し、乗車時と降車時では、子供の顔を目視して点呼を取り、降車後は、運転手と車内清掃する方が見落とさないかしっかり各確認するなどの対策をしているとのことでした。また、置き去り事故を防止するため、保育園などの送迎バスに安全装置の設置が義務化になることから、補助金を活用し安全装置を設置する予定であることを確認をし、委員会を終了しました。

以上、民生教育常任委員会報告といたします。

○議長（小野 稔君）

日程第三十九、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

お諮りします。議会運営委員長から会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、所管事務調査のため、閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、申出のとおり決定いたしました。

日程第四十、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

お諮りします。各常任委員長から会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、所管事務調査のため、閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、それぞれ申出のとおり決定いたしました。

日程第四十一、議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

お諮りします。議会改革特別委員長から会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、所管事務調査のため、閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、申出のとおり決定いたしました。

日程第四十二、議会広報特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

お諮りします。議会広報特別特別委員長から会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、所管事務調査のため、閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、申出のとおり決定いたしました。

日程第四十三、議会運営委員会委員の辞任の件を、日程第四十四、議会広報特別委員会委員の辞任の件を審査しますが、地方自治法第七十条の規定により、浅利直志議員の退場を求めます。

暫時休憩します。

休 憩 午後零時

---

再 開 午後零時

○議長（小野 稔君）

会議を再開します。

日程第四十三、議会運営委員会委員の辞任の件について議題とします。

お諮りします。浅利直志議員より、議会運営委員会委員を辞任したいと申出がありますが、本件は申出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議がありますので、この採択は起立によって行います。浅利直志議員の議会運営委員会委員の辞任を許可することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立ないということで、議会運営委員会の辞任は許可しません。

日程第四十四、議会広報特別委員会委員の辞任の件について議題とします。

お諮りします。浅利直志議員より、議会広報特別委員会委員を辞任したいとの申出がありますが、本件は申出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議がありますので、この採択は起立によって行います。浅利直志議員の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立なしと見ます。よって、議会広報特別委員会委員の辞任は許可しません。

ここで浅利直志議員の入場を許します。

暫時休憩します。

休 憩 午後零時三分

---

再 開 午後零時三分

○議長（小野 稔君）

会議を再開します。

これをもって、本定例会の会議に付議された事件の審議を全て終了しました。

これをもって本日の会議を閉じます。

よって、令和五年第一回藤崎町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉 会 午後零時三分

---

地方自治法第二百二十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 小 野 稔

署名議員 相 馬 勝 治

署名議員 横 山 哲 英

署名議員 浅 利 直 志